

| 昭和40年1月末現在世帯人口数 |       |       |       |       |     |    |    |    |  |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-----|----|----|----|--|
| 種別              | 世帯数   | 男     | 女     | 計     | 転入  | 転出 | 出生 | 死亡 |  |
| 大字別             |       |       |       |       |     |    |    |    |  |
| 赤馬場             | 514   | 1,102 | 1,303 | 2,405 | 311 | 31 | 31 |    |  |
| 中原              | 316   | 878   | 905   | 1,783 | 41  | 53 |    |    |  |
| 満願寺             | 546   | 1,381 | 1,464 | 2,845 | 112 | 5  |    |    |  |
| 計               | 1,376 | 3,361 | 3,672 | 7,033 | 464 | 99 |    |    |  |

# 小国南広報

村を明るくする実せん要項

1. お互いがあいさつをかわしましょう
2. 村内を美しくしましょう
3. この村から暴力を追放しましょう

第 17 号

昭和40年3月1日

毎月1日発行

1 部 5 円

## 県文化財指定のお知らせ

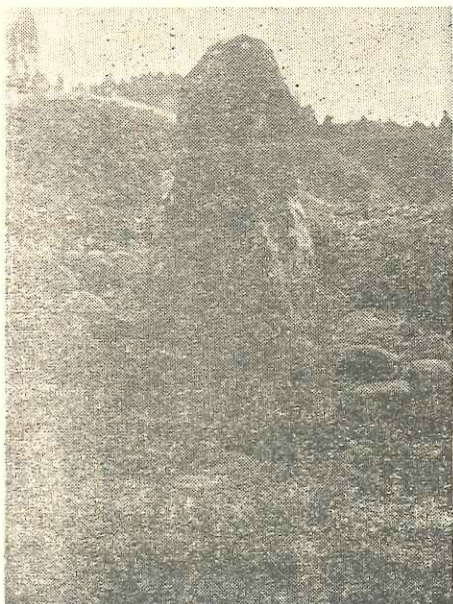
天養の板碑 (千光寺境内)

聖観音像 (橋本五郎氏蔵)

昨年五月熊大松本教授に  
よる精密調査により本村  
内の右物件が県文化財と  
して年内決定を見ました  
特に千光寺境内に存  
する自然石の供養碑は県  
下でも珍らしく、初めて  
指定の運びとなりました  
因みに千光寺由来をひ  
もといて見ますと全盛を  
極めし太政大臣平清盛の  
嫡子小松内大臣平重盛公  
の菩提をとむらうため、  
遺臣相寄つて一寺を建立  
し、大慈大悲の万徳を具  
有せる十一面観音像をま  
つりその冥福を祈りしと  
伝えられています。

往時平氏の采邑地は県  
下にもアチコチ見られ小  
国もその一ツに属してい  
ました 世に知られる内  
大臣重盛公は幼時より孝  
心深く父清盛の専横を行  
明瞭に読みとられます。

平安末期における小国  
の様子を物語るこの板碑  
は高サ約一六〇厘の等身  
大であり、前面上部には  
西方浄土にあつて我等を  
お迎え下さる阿弥陀如来  
の種字キリクの梵字が深  
く彫られ、その下に敬白  
かん進等々、左端に天養  
元年十二月〇日の文字が  
明瞭に読みとられます。



(写真は指定を受けた天養の板碑)

天養元年は今から八百  
二十年前に相当し、ちよ  
うど源平時代の建立年月  
日であります。

さきに指定をうけし本  
尊十一面観音仏(平安末  
期)と共に、今後の研究  
により史的解明がなさる  
べきものであります。

なお、橋本五郎氏がま  
つるところの聖観音は、  
白浄信心の菩提を求める  
衆生を済度するスガタを  
表わし、白蓮花を左手に  
捧げ、その円満なる姿態

は拝む人をして神秘感を  
抱かせます。  
室町時代の仏像として  
指定を見たわけですが、  
仏像にまつわる縁起は後  
刻紹介させていただきます。  
なお、同時に指定され  
たものに満願寺北条三氏  
の墓所、古文書、文中の  
宝塔がありますが次回に  
ご紹介いたします。

## 千光寺供養碑の詩

八百有余の春めぐり

時効の刻みうけて苦むす供養碑

そは聖なる森の天摩す老木の下

秋は万葉をかすむこがらし

春は花を訪れる薫風に

天養の歴史秘めて語らず



秋去り秋来り

無常の疾風梢を通りてゆけば

無限地獄に落ちゆく木葉

その奇しき運命にさらさらと

むせびなく声林間にこむ

聞け声なき声天空をゆるがし

かの深淵にひしめきあがく無数の生に

いましめを与える菩薩

幾度廻りし秘密

きよりまた生れては

帰らぬ昔に去りてゆく

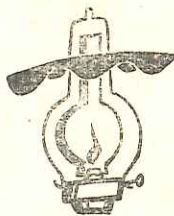
そを知る供養碑

そをいましめる老木

そを慈愛のまなざしで包む菩薩

あゝきよりもとこしえに秘密に挑み

秘密を生か現身の人



## 早春

卒業だ……入試だ……くおしいものです。

……就職だ……と気をそして、清らかなうぐ

使うことの多いこのごろいすの声を聞近かにきく

です。とき「どこかで春が呼ん

そんなとき、梅の花見でいる」そんなうたが口

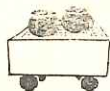
など催したらいかがでしびるにもれるでしょう。

ぼかぼかと暖い春の陽

ざしを背に受けながら、

梅の花の下でひらくお弁

当の味はたとえようもな



## 三月

三月のことを『やよい』活躍しはじめの季節にふ

(弥生)といえます。さわしい呼び名といえま

もとより旧暦ですからしろう。

太陽暦では四月というこ多い月でもあります。

「やよい」というのは、三日のひな祭り(小国

物がますます育つという地方は四月三日)をはじ

意味で、あらゆるものがめ、全国各地の春祭りな

ど。

また全国緑化運動も南

から始まつてまいります

三月二十一の春分は、あ

いにく日曜日と重なつて

サラリーマンをがっかり

させますが、この日を境

いにして、日照時間が日

一日と延びて、天地がみ

るみるうちに緑にかわつ

て四月の好季節を迎える

わけです。

## 『詩』

瀬の本をミス観光の通

る日に

友と二人で木をば出し

にき

さわ／＼と干草揺る音

過ぎぬ

野花の香り道に捨てつ

子等と共に夕飼をとれ

ばなんとなく

きよりの疲の消ゆる心

地す

わが旅に憩の場所のあ

るなりや

きより一人そのことを

思えり

★……………★

★……………★

★……………★

幸 せ へ の 計 画

何時の時代にも提唱される言葉に「新生活設計」なるものがあります。その言葉自体にその時代性があるのは当然のことでしょうが、要は常に社会、家庭、個人の経済関心を対象としたもの、ようです。

つまるどころ「新生活設計運動」とは個人、家庭、を中心とした計画経済とでも申し上げて差しへなさそうです。

一日は短かく人の一生はながい。今日一日の中にも計画があるように人生にも計画は欠せないものです。

親は子に限りない愛と無限の夢と期待をもち、子には限りない希望と将来があります。

その芽を、花を咲かせ種子をまくのは親の義務でもあり、世の親達の共通の願いでもあります。

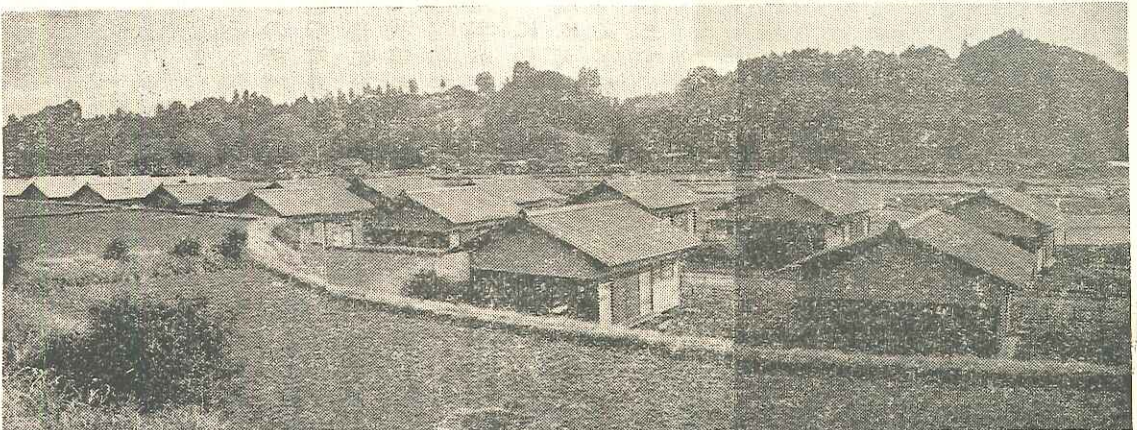
人生の一生を大別すると誕生、進学、就職、結婚、死別、に分けることができますが、それぞれ経済関係が伴う負担にたつた不安と苦勞の連続であります。

然し心配はご無用です。長期計画の上にたつた「新生活設計」が解決いたします。

南小国郵便局

公営住宅十八戸が竣工しました。

昨年十月着工し、工事を進めていた。公営住宅杉田団地一種住宅四戸、二種住宅十四戸が去る一月三十日予定どおり出来あがり、これです。



杉田団地は昨年度建設二十戸と併せ三十八戸となり、村全体としては一〇九戸、敷地面積約五、三〇〇坪となりました。今後住宅難解決のため公営住宅建設に努力致したい考へです。

建設課

税務課におたずね

横断道路の開通により、瀬の本の通行客はたいした数字に上るものと思いたくあります。

この影響を受けて黒川温泉も連日賑わっているようです。またこゝには大きなホテルや旅館がぞくぞく出

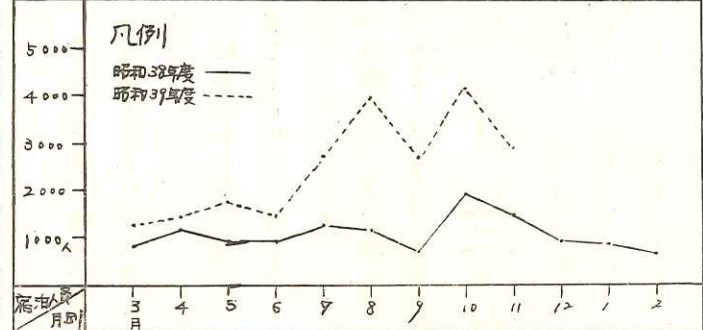
数字やグラフでお願いします。市原Y・S生答、温泉地が賑わう事により、直接税収に結びつくものに料理飲食等消費税と入湯税とがあり、料理飲食等消費税は県税であるため説明をはぶかせていただきます。

村税である入湯税について見ますと、第一表の通りで十一月まで既に三十八年度分を、二十二万程、超過しております。

第一表 入湯税月別収入表

| 年度     | 3      | 4      | 5      | 6      | 7      | 8      | 9      | 10     | 11     | 12     | 1      | 2      | 計       |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| S.38年度 | 16,460 | 23,460 | 19,440 | 19,080 | 24,180 | 22,320 | 14,240 | 39,440 | 29,980 | 19,000 | 19,440 | 12,560 | 259,600 |
| S.39年度 | 25,060 | 29,760 | 35,020 | 28,120 | 54,240 | 79,160 | 54,300 | 90,740 | 59,300 | 24,340 | -      | -      | 480,040 |

つたと思ひます。現在大きいホテルが建てられるという事は、ご指摘のとおりですが、このホテルが出来た際には現在の最大収容力三百が



第二表 入湯客月別宿泊率

瀬の本にて 山々に切れ切れ走る横断道 遙かに浮ぶ阿蘇五岳 九重おろしのつむじ風 谷間谷間を吹き抜けて そよぐ尾花や野辺はるか 花の香ばせただよいて 野菊の白く目に沁みる 夕日かげりてあかねさす 牧夫の影のいと長し 牧舎に帰る牛の群 さわたり



お 願 い

納税組合条例が設置され、早くも一年を迎えました。この条例に基づき、村内に約六五地区の納税組合が設立されました。

納税成績もお陰様で、当時八五前後でしたのが現在では、九一%の好成績を納めるようになりました。

これもひとえに、納税組合長さんを始め、組合員の皆様方の御協力の賜と深く感謝致しております。

しかし、まだ納税組合を結成されていない地区があり、現在、十五地区計年度変りの四月を利用

税金

(其の三)

所得税の申告納税相談は三月三日から六日までの四日間、役場二階にて実施します。

お呼出しを受けた方はもとより、通知を受けていた方でも、先月号及び本欄での計算例から、所得額の出ると思われます人、又は山林所得は、総売上から概算経費控除

(昭和二十七年以前から所有していた山林は)三十三%を控除した残りの額が三拾万円を越える場合は、期間中に申告されたが安心と思えます。

一、農業標準率が決定しました。先月号でお約束致しました、農業所得者の標準率が、第一表の通り決定しました。

特に記帳等をしていない人以外は、この標準率により所得額を算出して下さい。

二、所得から控除されます。所得から控除されるものに、次の八種類があります。

(1)、雑損控除……災害盗難横領等により、納税者又は家族の人が所有する、家財、家具、道具、現金などの、生活上必要な資産に、損害を受けた時は、その損害額が、前年一年間

た金額が控除されます(4)生命保険料控除……納税者又は、配偶者、その他の親族を受取人とする。生命保険料を支払った場合、(配分された剰余金は控除する)次の金額を限度として控除されます。尚生命保険料控除は、所得税と県村民税の場合、相違があります。

その他の親族が、常時居住している。家屋や家財等について支払った保険料や、農協等の火災共済掛金は次の金額を限度として控除されます。

A 保険期間が十年未満の短期契約の場合は千五百円まで B 十年以上の長期契約の場合は七千五百円まで認められます。

(イ) 所得税の場合 A 支払った保険料の合計額が一萬八千八百円までのときはその全額を控除

B 一萬八千八百円から五万五千円までは、支払った保険料の半額に九千円を加えた額 C 支払った保険料が五万五千円以上の場合は三万四千四百円が控除されます。

(ロ) 県村民税の場合 A 支払った保険料が一萬五千円までは、その全額が控除されます。 B 一萬五千円から三万五千円までは、支払った保険料の半額に七千五百円を加えた額。 C 三万五千円を越える場合は、二萬二千五百円が控除されます。

(5)、損害保険料控除……本年から新しく、所得税のみ控除されるもので、県村民税は、控除出来ません。この控除は、納税者、

その他の親族が、常時居住している。家屋や家財等について支払った保険料や、農協等の火災共済掛金は次の金額を限度として控除されます。

た金額との合計額。(ロ) 県村民税の場合 A 除税対象配偶者があ

る場合年令は問わず一人当り三万円 B 除税対象配偶者がない場合扶養親族一人目が七万円二人目以降は一人当り三万円 C 配偶者に五万円以上の所得がある場合扶養親族一人目が五万円、二人目以降は一人当り三万円

(イ) 所得税の場合 A 除税対象配偶者があ

る場合年令は問わず一人当り三万円 B 除税対象配偶者がない場合扶養親族一人目が七万円二人目以降は一人当り三万円 C 配偶者に五万円以上の所得がある場合扶養親族一人目が五万円、二人目以降は一人当り三万円

(6)、配偶者控除……納税者の妻または夫で、年間所得五万円以下の人は、次の除税がされます。

(イ) 所得税は拾万八千八百円 (ロ) 県村民税は七万円

(7)、扶養控除……扶養除税額は、配偶者の有無、および扶養親族の年令等でそれぞれ次の除税が認められます。

(イ) 所得税の場合 A 除税対象配偶者があ

る場合年令十五才以上のもの五万円 B 年令十三才と十四才のもの四万六千三百円 C 年令十才未満のもの三万八千八百円

た金額との合計額。(ロ) 県村民税の場合 A 除税対象配偶者があ

る場合年令は問わず一人当り三万円 B 除税対象配偶者がない場合扶養親族一人目が七万円二人目以降は一人当り三万円 C 配偶者に五万円以上の所得がある場合扶養親族一人目が五万円、二人目以降は一人当り三万円

(イ) 所得税の場合 A 除税対象配偶者があ

る場合年令は問わず一人当り三万円 B 除税対象配偶者がない場合扶養親族一人目が七万円二人目以降は一人当り三万円 C 配偶者に五万円以上の所得がある場合扶養親族一人目が五万円、二人目以降は一人当り三万円

(8) 基礎控除 (イ) 所得税十一万七千五百円 (ロ) 県村民税九万円

(イ) 所得税の場合 A 除税対象配偶者があ

る場合年令十五才以上のもの五万円 B 年令十三才と十四才のもの四万六千三百円 C 年令十才未満のもの三万八千八百円

(2) 給与所得者、(給与支払報告書を事業主から既に報告済の者)で、給与所得以外の所得がある者は申告して下さい。

四、県村民税の申告をせねばならない者 (1) 事業専従者(青色の場合最高八万円、白色の場合最高五万円)を除く前の所得が九万円以上の人は、申告して下さい。

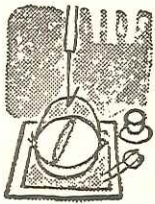
五、もし申告書の提出をしなかった場合 (イ) 所得税、申告義務のあるもので申告しない場合は、事業専従者除税と所得から控除される(1)(7)までの各種除税が、認められなくなりません。

(ロ) 県村民税 申告義務のあるもので申告し

なかつた場合は、三万円以下の過料が課税されますので申告納税相談期間中に、是非申告して下さい。

農業標準計算率表 第1表

| 区分     | 標準額                                                       | 備考                                           | 区分   | 標準額                                  | 備考                               |
|--------|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------|------|--------------------------------------|----------------------------------|
| 水稲     | 1反当 円 A33.700 B32.000 C30.100                             | 村内の地力等級により3区分し、また自分の耕作田の地力から見て左の金額を反別に乗じて下さい | 災害   | 1反当 円 A9.910 B8.780 C8.290           | 農業共済組合長の証明が必要で                   |
| うら作    | 1反当 2.460                                                 | 麦の作付反別に乗じて下さい                                | 耕転機  | 小30.200 中38.600 大49.600              | 売買価格 16万円程度が小 21万円程度が中 27万円程度が大  |
| 普通畑    | 1反当 6.000                                                 | 普通畑から下のそさい分を引いた残りに乗ず                         | 役牛馬  | 牛19.400 馬23.100                      | 1町歩以上の耕作面積で2頭以上使用している場合は2頭目も認めます |
| 自家用やさい | 1人当 1.860                                                 | 家族人員に左の金額を乗じて下さい(1人当り4畝歩を普通畑より引く事)           | 生産母畜 | 牛16.700 馬23.100                      | 右金額に飼養頭数を乗じた額                    |
| 仔牛馬    | (牛) 売上代金×76%-6千円=所得 (馬) ×76%-11千円=所得                      |                                              | 借入料  | 反当 1.500 1.700                       | 耕転機借上の場合 牛馬を借上した場合               |
| 養鶏     | 1羽当り100円×飼養羽数=所得                                          |                                              | 予約米費 | 約 440                                | 1俵当り440円×予約数                     |
| 牛乳     | 収入金額×65%-32.300円×頭数=所得                                    |                                              | 葉たばこ | ビニールハウスや土壌消毒に要した費用は控除されますが農協長の証明が必要で |                                  |
| 葉たばこ   | 反収5.5万円以下…反収-28.300円×反別=所得 反収5.5万円以上…反収×70%-11.800円×反別=所得 |                                              |      |                                      |                                  |



なかつた場合は、三万円以下の過料が課税されますので申告納税相談期間中に、是非申告して下さい。

「れんこんを食べるとた

んがとれる」などとい

伝えられています。多分、れんこんには穴

がいづくかあつて、空気が

のとおりがよいので、の

どにつまめたたも、れ

んこんを食べれば、きれ

いに吹きとられると考え

れたからでしょう。一体、あの穴はどんな

役目をもっているのです

ようか。さて、植物も人間のよ

うに呼吸をしていること

はどなたもご存知のこと

です。れんこんの穴は一口に

いえば、人間の鼻と同じ

役目を果たしているのです

一般の植物とちがつて

れんこんは、いわゆる水

中にもぐっている地下茎

であつて、特別の炭酸ガ

ス交換作用が行なわれて

います。つまり、れんこん

には葉緑素がないので、呼

吸作用だけが行なわれる

のですが、このときにでき

た不用のガスを、この穴

春の全国火災予防運動

(二月二十八日～三月十三日)

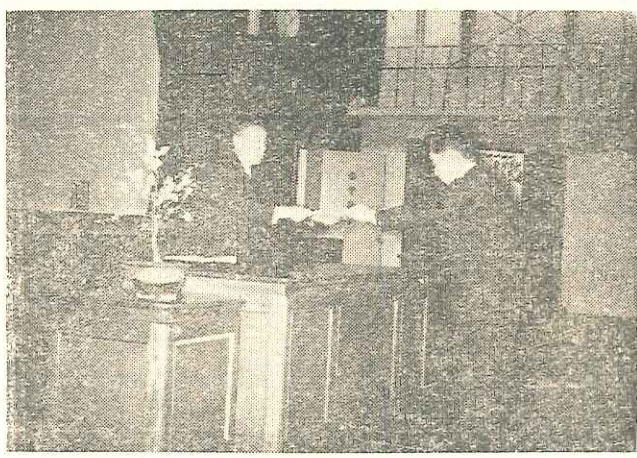
例年三、四、五月は、規模の大きい火災が多い。特に空気が乾燥し季節風時期です。またこの頃は暖いために火を軽視しがちな時期で

# おめでとう中島さん

昭和三十九年度熊本県農業コンクール大会は一月二十六日、熊本日日新聞社四階ホールで開かれ、自立経営部門の表彰が行われました。

南小国村からは、自立経営部門で、中島知勇氏が知事賞の栄に浴しました。

中島さんは、農業高校を卒業されると直ちに、自家農業経営のすべてを引き受け、わが家の経営



はもちろん、村産業発展に努力されていましたが昭和三十三年には三頭を二〇%とするとつています。

本村はこれをけいぎに更に酪農が発展することを希望しています。

## 国民生活の最低線

### 村営住宅に対する私見

あらゆる自治行政の中にあつて住宅の問題は、その中核となるべき性格のものであり、また住民の日常生活の最も根本的な基礎をなすものであります。

村民の方々の、健康にして文化的な生活の保障は、健康にして文化的な住宅を約束することによつて初めて叶えられるものと思ひます。

そこで私共は住宅の安定は本村の安定、発展のため最も大切な、いしづえであるとの第一義的な考えをもつて、この住宅安定の対策をたて、参りました。

不足する住宅に対し住宅の量的確保はもろろんであります。

住宅は単に労働力の再生産たりうればよい訳ではなく、更に健康で文化的な生活を永久に営みうる場でないならならぬと思ひます。

そのためには住宅の質的向上も充分考慮されて来ましたがその住宅の維持管理運営については入居者の方々と共々私共は南小国村営住宅管理条例に基づき適正かつ合理的に行

月分敷金を徴収してありますが、これは銀行に預金してあります。

これが利子については村営住宅の共同施設整備に充分活用するよう努力します。

住宅の修繕については条例に「村営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（畳の表替え破損、ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、その他附帯施設の構造上重要な部分の修繕に要する費用を除く）は村の負担とする」に従つて村の予算の範囲内において、急を要するものから早急に修繕出来るよう努力します。

入居者の方々にお願いし、御協力を得て、村条例に示す如く村営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において、維持出来るようにしなければならぬと思ひます。

結論として維持管理運営費の収支の健全を期し、公営住宅建設の目的である。

低所得者のための住宅であることに、特に留意し、健康にして文化的な明るい生活が永久に出来るよう充分考慮して地道な努力をして行きたいので、よろしく御援助方お願い申し上げます。

建設課 北里

## 原野整理

全村、どこもとは言われないでしようが、この数年のうちに村有原野はなくなつてしまひはしないでしょうか。

無くなつても極小にすることは過言ではないと思ひます。

村民の皆様一考を。一地区の例の如くA氏が図面に「北うつり」と有れば北の方は適宜に取り込んでしまひ、これをみたB氏あれが、言うふうになれば、おれのもこままで上げたり下げたりせねば都合が悪いと大層おれも上げねば馬鹿になつても人のすかない事は言いたくないし、又したくないでしよう。

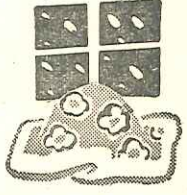
共有を取込む連中も相当の言分の材料はおもちで有つて裁判じせすと反ばくする事間違ひなしてしようし、先ず第一に其の方法として其の連中の分は台帳面積だけで、五畝ついでおれば五畝、一反なら一反と綱を入れ

て台帳面積を正とすると言うふうに強い態度で整理するとか色々の方法もある

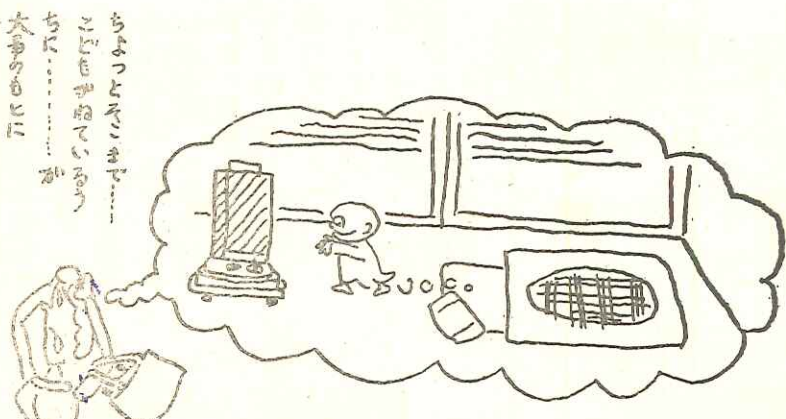
審議会とか特別委員会を選びになつて実行してもらひたい。

近き将来原野と言うもの、使用価値が少なくなり、あまり朝草切り、採草に行かないために荒廃する、それで手が出たり足が出たりして原野はなくなつてしまふ

そうすれば隣の如く解放と言うような事も考へねばならないでしよう。良いか悪いが、ぼつぼつ研究して置かねばならない事です



南小国村 A生



# こどもひろば

一年白組

はたのみちひろ

すずめうち

おとうさんと、ぼくですずめとをしました。

一ばんはじめに、くききゆうをもつて、しものこやにはいりました。

そしたら、すずめのなきごえが『ちゅん、ちゅん。』と、きこえてきました。

おとうさんが、くききゆうをかまえているの

をみると、むねがどきどきしました。

「どがーん。」と、大きなおとがしました。

そしたら、すずめがおちました。

ぼくは、「ばんざーい」と、さけびました。

もう一びきいましのでまたくききゆうに、たまをこめました、そしてかまえました。

ぼくは、「どうかあたりますように。」

と、おいのりをしました。

「どがーん。」と、なりました。

すずめのけが、そらいつばいにとびちりました

ぼくとおとうさんは、はしつて山の上へいきま

した。

一びきはみつかりました

が、もう一びきはみつかりませんでした。

しかたなくあきらめてかえりました。

昭和39年度 南小国村児童の身体発育状況について

| 学年      | 1 年 |         | 2 年  |         | 3 年  |         | 4 年   |         | 5 年  |         | 6 年  |         | 中 1 年 |         | 中 2 年 |          | 中 3 年 |         |      |
|---------|-----|---------|------|---------|------|---------|-------|---------|------|---------|------|---------|-------|---------|-------|----------|-------|---------|------|
|         | 身 长 | 体 重     | 身 长  | 体 重     | 身 长  | 体 重     | 身 长   | 体 重     | 身 长  | 体 重     | 身 长  | 体 重     | 身 长   | 体 重     | 身 长   | 体 重      | 身 长   | 体 重     |      |
| 全 国 平 均 | 男   | 112.619 | 35.6 | 118.021 | 45.8 | 123.223 | 66.0  | 128.026 | 66.2 | 132.728 | 66.4 | 137.531 | 56.6  | 143.435 | 66.9  | 150.740  | 77.2  | 157.146 | 67.7 |
|         | 女   | 111.618 | 35.5 | 117.020 | 45.6 | 122.223 | 55.8  | 127.425 | 66.0 | 131.828 | 66.3 | 136.629 | 56.6  | 141.432 | 66.7  | 147.840  | 77.4  | 154.145 | 67.1 |
| 東 京 都   | 男   | 112.419 | 35.6 | 117.621 | 45.7 | 122.723 | 56.0  | 127.725 | 66.2 | 132.228 | 66.4 | 137.231 | 56.7  | 142.734 | 67.0  | 149.242  | 77.5  | 156.246 | 67.0 |
|         | 女   | 111.418 | 35.5 | 116.821 | 45.6 | 121.822 | 55.8  | 126.725 | 66.0 | 131.227 | 66.3 | 136.130 | 56.6  | 141.133 | 66.9  | 147.140  | 77.3  | 154.145 | 67.0 |
| 小 村 市   | 男   | 111.218 | 35.6 | 117.020 | 45.8 | 122.323 | 60.0  | 127.425 | 66.2 | 132.228 | 66.4 | 137.231 | 56.7  | 142.734 | 67.0  | 149.242  | 77.5  | 156.246 | 67.0 |
|         | 女   | 110.818 | 35.4 | 116.120 | 45.6 | 121.822 | 55.8  | 126.725 | 66.0 | 131.227 | 66.3 | 136.130 | 56.6  | 141.133 | 66.9  | 147.140  | 77.3  | 154.145 | 67.0 |
| 南 国 市   | 男   | 111.418 | 35.6 | 117.020 | 45.8 | 122.323 | 60.0  | 127.425 | 66.2 | 132.228 | 66.4 | 137.231 | 56.7  | 142.734 | 67.0  | 149.242  | 77.5  | 156.246 | 67.0 |
|         | 女   | 110.818 | 35.4 | 116.120 | 45.6 | 121.822 | 55.8  | 126.725 | 66.0 | 131.227 | 66.3 | 136.130 | 56.6  | 141.133 | 66.9  | 147.140  | 77.3  | 154.145 | 67.0 |
| 中 原 市   | 男   | 112.718 | 35.6 | 118.021 | 45.8 | 123.223 | 60.0  | 128.026 | 66.2 | 132.728 | 66.4 | 137.531 | 56.6  | 143.435 | 66.9  | 150.740  | 77.2  | 157.146 | 67.7 |
|         | 女   | 111.718 | 35.5 | 117.020 | 45.6 | 122.223 | 55.8  | 127.425 | 66.0 | 131.828 | 66.3 | 136.629 | 56.6  | 141.432 | 66.7  | 147.840  | 77.4  | 154.145 | 67.1 |
| 中 原 市   | 男   | 112.718 | 35.6 | 118.021 | 45.8 | 123.223 | 60.0  | 128.026 | 66.2 | 132.728 | 66.4 | 137.531 | 56.6  | 143.435 | 66.9  | 150.740  | 77.2  | 157.146 | 67.7 |
|         | 女   | 111.718 | 35.5 | 117.020 | 45.6 | 122.223 | 55.8  | 127.425 | 66.0 | 131.828 | 66.3 | 136.629 | 56.6  | 141.432 | 66.7  | 147.840  | 77.4  | 154.145 | 67.1 |
| 満 願 寺   | 男   | 110.918 | 25.6 | 116.720 | 35.8 | 123.060 | 41.25 | 82.5    | 66.1 | 61.29   | 52.6 | 62.7    | 71.35 | 73.0    | 66.2  |          |       |         |      |
|         | 女   | 110.517 | 15.3 | 91.15   | 8.20 | 45.6    | 71.21 | 12.1    | 9.60 | 0.127   | 4.25 | 4.61    | 61.30 | 1.26    | 6.61  | 91.36    | 2.31  | 4.66    | 2    |
| 波 居 原   | 男   | 110.618 | 25.5 | 81.17   | 9.20 | 6.59    | 21.21 | 9.22    | 6.60 | 8.125   | 0.24 | 1.61    | 11.28 | 7.25    | 7.63  | 71.35    | 5.29  | 3.65    | 6    |
|         | 女   | 112.418 | 15.4 | 31.17   | 6.20 | 6.57    | 41.19 | 9.21    | 3.57 | 8.126   | 8.24 | 6.60    | 8.129 | 3.27    | 8.63  | 31.39    | 1.31  | 4.66    | 7    |
| 黒 川     | 男   | 111.917 | 9.56 | 71.19   | 9.21 | 5.58    | 5.121 | 6.23    | 3.61 | 2.128   | 8.26 | 6.64    | 1.134 | 5.27    | 6.64  | 91.31    | 4.26  | 2.62    | 7    |
|         | 女   | 113.919 | 2.55 | 61.17   | 1.18 | 4.56    | 11.27 | 2.23    | 3.57 | 9.125   | 9.24 | 6.61    | 9.135 | 4.28    | 1.63  | 41.39    | 8.31  | 4.66    | 0    |
| 星 和     | 男   | 111.418 | 3.55 | 71.16   | 9.20 | 8.58    | 11.23 | 8.22    | 7.60 | 1.129   | 6.25 | 1.61    | 5.127 | 7.26    | 4.63  | 31.35    | 8.31  | 0.66    | 9    |
|         | 女   | 108.218 | 0.54 | 5.116   | 7.20 | 2.56    | 21.21 | 5.22    | 8.58 | 4.125   | 7.24 | 1.59    | 6.129 | 8.27    | 1.62  | 31.39    | 2.33  | 3.67    | 4    |
| 南 中 女   | 男   | 110.017 | 3.57 | 71.15   | 2.20 | 4.60    | 11.24 | 9.23    | 8.65 | 1.129   | 4.28 | 4.66    | 1.129 | 6.25    | 9.67  | 41.36    | 1.30  | 0.71    | 3    |
|         | 女   | 110.116 | 3.56 | 5.115   | 1.19 | 5.57    | 4.119 | 4.20    | 8.61 | 5.125   | 8.25 | 0.65    | 0.131 | 9.27    | 7.67  | 71.36    | 9.30  | 9.70    | 6    |
|         |     |         |      |         |      |         |       |         |      |         |      |         |       |         |       | 141.933  | 8.69  | 71.46   | 6.38 |
|         |     |         |      |         |      |         |       |         |      |         |      |         |       |         |       | 173.0154 | 9.44  | 0.74    | 0    |
|         |     |         |      |         |      |         |       |         |      |         |      |         |       |         |       | 142.235  | 8.71  | 0.148   | 1.43 |
|         |     |         |      |         |      |         |       |         |      |         |      |         |       |         |       | 177.2150 | 3.44  | 0.78    | 0    |

# 村営牧場の実績報告にあたり

今、日本農業の前には現況の我々の力ではどうする事も出来ない巨人が立ちのぼり、一步、一步近づいている事を考えると、日夜此の狭き田畑を如何に組み合わせるか、考える事は必要であり、余りにも小さな事であると思う。

確かに、農村の女性化、老令化を思うと、省力化、機械化を促進する事に、経営の合理化を計る事は必要なことではあるが、どれだけの進める事により迫り来る巨人の圧力に耐え得る力を生み出すことにはなるまい。

我々、今から其の圧力に対処出来る経営に改革する必要がある。

では一体どうするかと反問を受けてもどうだと断定する事は出来ぬが、今迄で高度に利用された田畑に眼をむけるより、無に近いあの広大な草資源を如何に開発するかによつて農業の前途は大きく左右されると思う。

其の眠れる広大な草資源を除いて他に道はないのでわななかうかと思う。

見る必要があると思う。今でこそ安定した収量を確保出来るが、これは今日の牧場の昨年の幾つかの冷害、干害等に耐えながらのたゆまざる研究のたまものではないだろうか。又、外国に於ても幾百年を費して今のように高度の草地農業は確立された事を思うと、我々が数年で樹立しようとするのに苦難なくして何んの真の草資源の開発がなされる。

幸に本村は、他町村に先んじて草資源開発の第一歩は踏み出しており、今後はより早く、より高く進み登らねばならぬ。其の為の基礎資料作成が村営牧場の一つの務めである。

現在迄では恐らく異つた条件下で得た結果を持つて来て居たが、これでは真の問題の解決にはなれないと思う。

其のことを思うと如何に重大な使命が村営牧場には課せられて居るかわかると思う。

処が事実逆で、余りにも近視眼的でありはしないかと思う。

しかし、如何なる批判はあると、我々の牧場は一つの目標を求めて進んでいる事と、日本農業

た乳牛も、昭和三十七年の三百九十八頭を最高に以後下降線をたどり、本年三十九年は二百四十四頭に減少して来た。

減少率は昭和三十七年の約三十九%である。

この事は人的な問題だけではなく、本村に於ける水田酪農の限界を示したものと云えよう。

このまゝ進む事は酪農の進展どころか、維持さえ出来ぬ状態に至るのではないかと心配する。

当牧場に於ては、ジャージーの持つ優れた運動性と、粗飼料の利用性を考え合せ、夏季期間を完全な昼夜放牧とし現地に搾乳を実施した。

其の結果現在迄での酪農を農業経営内より完全に分離させ、企業酪農経営として確立させて農家の利益と牧場運営の確立を目ざし、其の第一段階として本試験を実施した訳である。

以下第二章以降は、次に記載するが簡単に目次を示すと次の通りである。

第一章 まえがき、第二章 酪農条件と立地条件第三章 草地、第四章 放牧実施第五章 実施結果、第六章 ちむすび。

## 戸籍明暗

| (明)      |      | (暗)     |     |
|----------|------|---------|-----|
| 氏名       | 部落名  | 氏名      | 部落名 |
| 村上 菊ちゃん  | 陣内   | 古庄幸太郎さん | 下町二 |
| 河津啓二ちゃん  | 中湯田  | 橋本保次さん  | 坂下  |
| 斉藤浩二ちゃん  | 波居原下 | 河津啓二さん  | 中湯田 |
| 金丸勝彦ちゃん  | 新町三  | 鞭馬トミさん  | 湯田上 |
| 大塚 章ちゃん  | 滝下   |         |     |
| 穴見真由美ちゃん | 轟    |         |     |
| 河津ゆかりちゃん | 湯田下  |         |     |
| 本田洋子ちゃん  | 坂下   |         |     |
| 北里和代ちゃん  | 田の原  |         |     |
| 佐藤政春ちゃん  | 黒川   |         |     |
| 穴井幹夫ちゃん  | 元荒倉  |         |     |
| 穴井照美ちゃん  | 脇戸   |         |     |

## 農業センサスを終わって

さきごろ、農業センサスの調査員が農家を訪問して、家族の人員や、耕作面積、付作物などくわしくおたずねしたことを思い出します。

これは農業の国勢調査とも言ふべきもので、これによつてつくられた統計は、農家の現在のありさまを浮きぼりにし、今後の農業政策を行う上に大切な役割を果します。

たゞ今、役場において



で、日本の農家の数は六百五十六万六千余りでした。その後四年間に農家は二十万戸ぐらい減つていて、これは推定され、今度のセンサスの結果で明らかにするはずですが、耕地規模別農家戸数の動きは耕地面積が五反歩に満たない農家 三十八、三%、五反歩一町歩未満の農家 三十一、七%、一町歩二町歩未満の農家 二二、六%、二町歩三町歩未満の農家 三、八%、三町歩以上の農家 二、五%、この六百五十六万六千余りの農家を、耕地の広さで区分してみると、五反歩にも満たない小さい規模の農家が全体の四割近くもあります。

その後の傾向としては規模の大きい農家が増える傾向にありますが、前回のセンサスから五年たった現在どう変化したか多くの人の強い関心の的になっています。

これからの政策がどのようなかたちで実を結びつつあるかもこんどのセンサスにあらわれるでしょう。

農業だけをやっている世帯 三四、三%、農業の傍ら商売をした世帯 三四、三%、農業もやっているが商売をしたり、勤めに出たりする方が主な世帯 三二、〇%、農家と一口に言ってもその中には農業を専門にやっている家もあれば、家族のだれかが勤めに出たり、商売をやっている家も沢山あります。

そして農業を専門にやっている家の方が数として少ないのが現実の姿です。

農林省では、農業だけを専門にやっている十分暮している家がなくなるようにいろいろな政策を実施しています。

南小国村財政事情の公表

(その二)

2 村税の収入及び村民の税負担について

(1) 村税の収入状況  
昭和三十九年十二月末  
現在の収入状況は別表「1」のとおりであります。これによりますと調定額普通税二五、七二七千円、目的税九、九八八千円、合計三五、七一五千円に對し、収入額二七、四三、四、千円、収入率七六、八、一、%となつております。  
(2) 村民の税負担状況  
村民の税負担状況は、別紙「2」のとおりであります。  
これによりますと、昭和三十九年度分と三十八年度分の村税負担額は三千拾六円となつております。  
尚、昭和三十九年度分については、十二月末日現在の調定額のため、下廻つた結果が出ています。すが年度末には超過するものと予想されます。

〔別表2〕

村民の村税負担状況調 単位＝円

| 年度 | 普通税調定額     | 年末人口   | 村税負担額 |
|----|------------|--------|-------|
| 38 | 21,985,142 | 7,289人 | 3,016 |
| 39 | 19,773,156 | 7,026  | 2,814 |

注 1. 村税負担額については、目的税（保険税等）を除く。  
2. 昭和39年度分については、電気税、たばこ消費税等の調定が、3月末日まで増えるため、決定したものではありません。

3 村債の現況

村債の現況は別表のとおりである。

項目ごとに大体の概略を説明申し上げます。

(1)、一般補助事業

公営住宅建設について村の負担に対する村債など

で償還年限などについて

は二十年程度であります

(2)、義務教育整備(補助)

学校建築についての起債

で国庫の補助対象となり

建築したものに対する起

債であります。

(3)、義務教育整備(単独)

同じ学校の建築のもので

補助対象外のもので一校

分です。

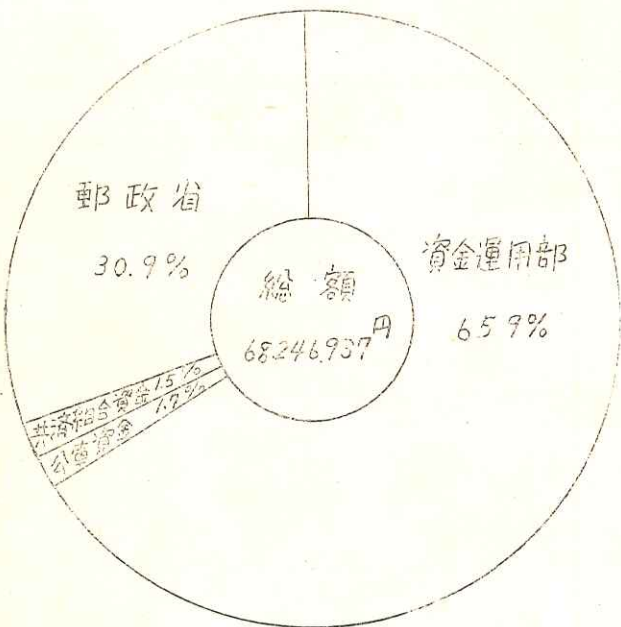
(4)、災害復旧事業(補助)

二十八災及び三十八災な

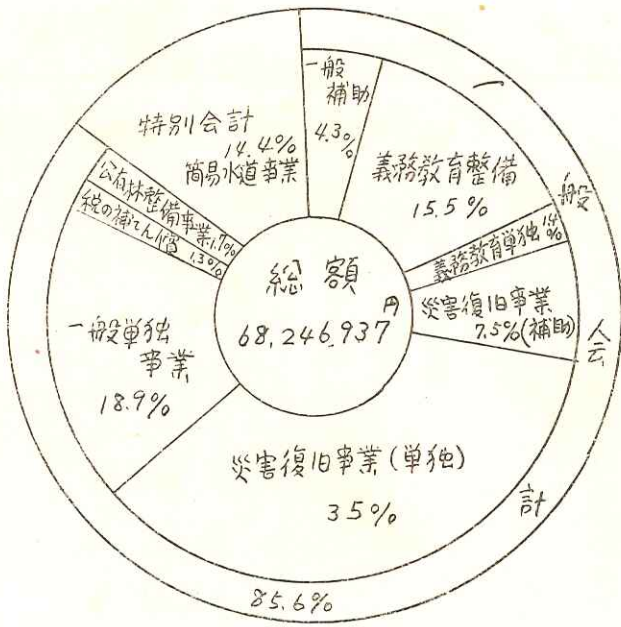
〔別表1〕

昭和39年度村税収入状況調 (昭和39年12月末日現在) 単位＝円

| 税目      | 予算額(A)     | 調定額(B)     | 収入額(C)     | 未収入額      | 徴収率   |
|---------|------------|------------|------------|-----------|-------|
| 村民税     | 4,416,000  | 5,299,934  | 4,678,732  | 621,202   | 88.2% |
| 法人税     | 215,000    | 210,730    | 210,730    | 0         | 100   |
| 固定資産税   | 6,998,000  | 7,858,338  | 6,796,139  | 1,062,199 | 86.4  |
| 償却資産税   | 756,000    | 927,150    | 863,730    | 63,420    | 93.1  |
| 交付金及納付金 | 232,000    | 255,140    | 255,140    | 0         | 100   |
| 軽自動車税   | 614,000    | 930,861    | 717,098    | 213,763   | 77.0  |
| たばこ消費税  | 2,809,000  | 2,208,180  | 2,208,180  | 0         | 100   |
| 電気税     | 776,000    | 631,272    | 631,272    | 0         | 100   |
| 木材引取税   | 6,683,000  | 7,406,074  | 3,758,700  | 3,647,374 | 50.5  |
| 普通税計    | 23,499,000 | 25,727,679 | 20,119,721 | 5,607,958 | 78.2  |
| 入湯税     | 550,000    | 670,070    | 585,070    | 85,000    | 87.3  |
| 保険税     | 8,810,000  | 9,318,078  | 6,729,607  | 2,588,471 | 72.2  |
| 目的税計    | 9,360,000  | 9,988,148  | 7,314,677  | 2,673,471 | 73.2  |
| 合計      | 32,859,000 | 35,715,827 | 27,434,398 | 8,281,429 | 76.8  |



担分の起債であります。この事業については毎年の地方交付税に於て償還金の大部分は交付税の中に見てもらつてゐるものです。  
(5)、災害復旧事業(単独)  
やはり同じ災害復旧事業で補助金の対象となる村として、大いに事業



どの災害に於ける道路橋梁、農地及農業用施設など補助を受け復旧したものに対する本負

| 村債の目的      | 起債金額       | 38年度末(39.3末)現在高 [イ] | 39年12月末日まで発行額 [ロ] | 昭和39年度中償還金<br>元金[ハ] 利子 | 差引現在高<br>[イ+ロー-ハ] | 備考         |
|------------|------------|---------------------|-------------------|------------------------|-------------------|------------|
| 総合計        | 87,210,000 | 36,669,550          | 35,600,000        | 4,022,613              | 3,349,121         | 68,246,937 |
| 1. 一般会計    | 76,010,000 | 29,273,482          | 32,900,000        | 3,671,603              | 2,726,782         | 58,501,879 |
| 一般補助事業     | 3,500,000  | 1,044,868           | 2,000,000         | 100,596                | 177,537           | 2,944,272  |
| 義務教育整備(補助) | 13,700,000 | 11,368,296          | -                 | 797,930                | 1,511,762         | 10,570,366 |
| 〃 (単独)     | 3,000,000  | 1,257,106           | -                 | 285,667                | 74,769            | 971,439    |
| 災害復旧事業(補助) | 8,610,000  | 2,797,984           | 3,300,000         | 947,820                | 305,951           | 5,150,164  |
| 〃 (単独)     | 30,400,000 | 2,309,735           | 22,500,000        | 910,815                | 131,389           | 23,898,920 |
| 一般単独事業     | 14,700,000 | 10,495,493          | 3,000,000         | 628,775                | 409,583           | 12,866,718 |
| 公有林整備事業    | 1,200,000  | -                   | 1,200,000         | -                      | 88,767            | 1,200,000  |
| 税の補てん債     | 900,000    | -                   | 900,000           | -                      | 27,024            | 900,000    |
| 2. 準公営企業   | -          | -                   | -                 | -                      | -                 | -          |
| 簡易水道事業     | 11,200,000 | 7,396,068           | 2,700,000         | 351,010                | 622,339           | 9,745,058  |

(8)、税の補てん債  
をやるためには起す起債であります。国の枠が少なくてこの確得には大変困難をましてあります。  
役場の建設資金充当の起債もこの中です。  
(7)、公有林整備事業  
村有林などの植栽手入れ等に充当のため借入れる資金であり二十年間の据置で十年間で償還するものです。  
(9)、簡易水道事業  
簡易水道事業の建設費充当のため借り入れた資金で、使用料などで償還致します。

| 村債借入先別調  | 村債の目的      | 昭和39年度末<br>現在高 | 借入先<br>資金運用部 | 郵政省        | 共済組合      | 金融公庫      | 備考 |
|----------|------------|----------------|--------------|------------|-----------|-----------|----|
|          |            | 円              | 円            | 円          | 円         | 円         |    |
|          | 総 合 計      | 68,246,937     | 44,965,266   | 21,081,671 | 1,000,000 | 1,200,000 |    |
|          | 1. 一般会計    | 58,501,879     | 44,965,266   | 11,336,613 | 1,000,000 | 1,200,000 |    |
|          | 一般補助事業     | 2,944,272      | 70,323       | 2,873,949  |           |           |    |
|          | 義務教育整備 補助  | 10,570,366     | 3,863,221    | 6,707,145  |           |           |    |
|          | 〃 単独       | 971,439        | 971,439      |            |           |           |    |
|          | 災害復旧事業(補助) | 5,150,164      | 4,203,026    | 947,138    |           |           |    |
|          | 〃 (単独)     | 23,898,920     | 23,898,920   |            |           |           |    |
|          | 一般単独事業     | 12,866,718     | 11,058,337   | 808,381    | 1,000,000 |           |    |
| 公有林整備事業  | 1,200,000  |                |              |            | 1,200,000 |           |    |
| 税の補てん債   | 900,000    | 900,000        |              |            |           |           |    |
| 2. 準公営企業 | 9,745,058  |                | 9,745,058    |            |           |           |    |
| 簡易水道事業   | 9,745,058  |                | 9,745,058    |            |           |           |    |

村債借入先別調

#### 4 村有財産の現況

村有財産については、  
現況実態調査を実施し整  
備しなければならぬ状  
態にあります。  
特に村有地との境界等  
いろいろと困難なる問題

があります。遂次解決し  
て、村有財産の適正かつ  
効率的な運用を図るべく  
目下検討中であります。  
尚、現在における村有財  
産の概要は次のとおりで  
あります。

#### (1) 土地、建物

| 区 分   | 土 地            | 建 物                  | 備 考 |
|-------|----------------|----------------------|-----|
|       |                | 延 面 積                | 棟 数 |
| 役場庁舎  | m <sup>2</sup> | 109.09m <sup>2</sup> | 2   |
| 学 校   | 44.042.00      | 15.655.00            | 39  |
| 公 民 館 | 574.00         | 412.00               | 1   |
| 保 育 所 | 500.00         | 313.00               | 1   |
| 村営住宅  | 17.516.40      | 3.676.20             | 109 |
| 火 葬 場 | 138.60         | 49.50                | 1   |
| 人工授精所 | 990.00         | 353.43               | 2   |
| 村営牧場  | 3,500.828.08   | 1.267.20             | 11  |
| 田     | 12.694.22      |                      |     |
| 畑     | 22.809.93      |                      |     |
| 宅 地   | 32.908.00      |                      |     |
| 山 林   | 10.879.343.92  |                      |     |
| 原 野   | 168.267.84712  |                      |     |
| 水道用地  | 64.51          |                      |     |
| 計     | 182,780,256.78 | 21,835.42            | 166 |

#### (4) 村営牧場会計 (才入)

| 款         | 項       | 金 額   |
|-----------|---------|-------|
|           |         | 千円    |
| 1. 予託事業収入 |         | 5,188 |
|           | 1. 事業収入 | 5,188 |
| 2. 県支出金   |         | 2,580 |
|           | 1. 補助金  | 2,580 |
| 3. 繰入金    |         | 1,490 |
|           | 1. 繰入金  | 1,490 |
| 歳 入 合 計   |         | 9,258 |

#### (歳出)

| 款         | 項       | 金 額   |
|-----------|---------|-------|
|           |         | 千円    |
| 1. 村営牧場事業 |         | 9,258 |
|           | 1. 牧場事業 | 9,258 |
| 歳 出 合 計   |         | 9,258 |

#### 追加更正の状況 (牧場会計) 才入

| 款       | 項      | 既定額   | 補正額   | 計      | 備 考      |
|---------|--------|-------|-------|--------|----------|
| 5. 諸収入  |        | 0     | 3.067 | 3.067  | 昭和38年度事業 |
|         | 1. 雑入  | 0     | 3.067 | 3.067  | の草地改良の繰  |
| 6. 繰越金  |        | 0     |       | 0      | 越補助金であり  |
|         | 1. 繰越金 | 0     |       | 0      |          |
| 才 入 合 計 |        | 9,258 | 3.067 | 12,325 | ます       |

#### 才出

| 款         | 項       | 既定額   | 補正額   | 計      | 備 考      |
|-----------|---------|-------|-------|--------|----------|
| 1. 村営牧場事業 |         | 9,258 | 3.067 | 12,325 | 昭和38年度事業 |
|           | 1. 牧場事業 | 9,258 | 3.067 | 12,325 | 繰越事業分の補  |
|           |         |       |       |        | てん金です    |
| 才 出 合 計   |         | 9,258 | 3.067 | 12,325 |          |

#### (2) 直営林、学校林、部分林面積 (大字別)

| 所有区分    | 区 分                 |                     |                      | 備 考    |
|---------|---------------------|---------------------|----------------------|--------|
| 大字      | 直営林                 | 学校林                 | 部分林                  |        |
| 大字中原    | 84.72 <sup>ha</sup> | 21.33 <sup>ha</sup> | 340.73 <sup>ha</sup> | 施業案による |
| 〃赤馬場    | 34.78               | 21.41               | 210.74               |        |
| 〃満願寺    | 58.73               | 31.31               | 479.07               |        |
| 小国町大字黒淵 | 11.78               | 0                   |                      |        |
| 計       | 190.01              | 74.05               | 1,030.54             |        |

#### 5 特別会計の状況

#### (1) 国民健康保険会計 才入

| 款          | 項          | 金 額    |
|------------|------------|--------|
|            |            | 千円     |
| 1. 国民健康保険税 |            | 8,810  |
|            | 1. 国民健康保険税 | 8,810  |
| 2. 一部負担金   |            | 1      |
|            | 1. 一部負担金   | 1      |
| 3. 使用料及手数料 |            | 15     |
|            | 1. 手 数 料   | 15     |
| 4. 国庫支出金   |            | 13,715 |
|            | 1. 国庫負担金   | 9,066  |
|            | 2. 国庫補助金   | 4,649  |
| 5. 県支出金    |            | 7      |
|            | 1. 県 補 助 金 | 7      |
| 6. 繰入金     |            | 2,000  |
|            | 1. 他会計繰入金  | 2,000  |
| 7. 繰越金     |            | 10     |
|            | 1. 繰 越 金   | 10     |
| 8. 諸収入     |            | 50     |
|            | 1. 延滞金及び過料 | 50     |
| 才 入 合 計    |            | 24,608 |

#### 才出

| 款        | 項             | 金 額    |
|----------|---------------|--------|
|          |               | 千円     |
| 1. 総務費   |               | 1,987  |
|          | 1. 総務管理費      | 1,918  |
|          | 2. 運営協議会費     | 69     |
| 2. 保険給付費 |               | 22,396 |
|          | 1. 療養諸費       | 22,016 |
|          | 2. 助産諸費       | 260    |
|          | 3. 葬祭諸費       | 120    |
| 3. 公債費   |               | 1      |
|          | 1. 一般公債費      | 1      |
| 4. 諸支出金  |               | 15     |
|          | 1. 償還金及び還付加算金 | 15     |
| 5. 予備費   |               | 209    |
|          | 1. 予 備 費      | 209    |
| 才 出 合 計  |               | 24,608 |

#### (2) 簡易水道会計 才入

| 款          | 項         | 金 額   |
|------------|-----------|-------|
|            |           | 千円    |
| 1. 簡易水道収入  |           | 1,534 |
|            | 1. 簡易水道収入 | 1,534 |
| 2. 国庫支出金   |           | 1     |
|            | 1. 補 助 金  | 1     |
| 3. 県支出金    |           | 1     |
|            | 1. 補 助 金  | 1     |
| 4. 村 債     |           | 4,600 |
|            | 1. 村 債    | 4,600 |
| 5. 分担金及負担金 |           | 310   |
|            | 1. 負 担 金  | 310   |
| 6. 繰入金     |           | 2,500 |
|            | 1. 繰 入 金  | 2,500 |
| 才 入 合 計    |           | 8,946 |

#### 才出

| 款          | 項          | 金 額   |
|------------|------------|-------|
|            |            | 千円    |
| 1. 簡易水道費   |            | 763   |
|            | 1. 簡易水道管理費 | 763   |
| 2. 公債費     |            | 771   |
|            | 1. 公 債 費   | 771   |
| 3. 簡易水道敷設費 |            | 7,362 |
|            | 1. 簡易水道敷設費 | 7,362 |
| 4. 予備費     |            | 50    |
|            | 1. 予 備 費   | 50    |
| 才 出 合 計    |            | 8,946 |

#### (3) 農業共済事業会計 (才入)

| 款            | 項          | 金 額   |
|--------------|------------|-------|
|              |            | 千円    |
| 1. 掛金交付金及補助金 |            | 1,560 |
|              | 1. 共済掛金    | 1,560 |
| 2. 保険金       |            | 729   |
|              | 1. 保 險 金   | 729   |
| 計            |            | 2,289 |
| 2. 蚕虫共済勘定    |            |       |
| 1. 掛金交付金及補助金 |            | 12    |
|              | 1. 共済掛金    | 12    |
| 2. 保険金       |            | 24    |
|              | 1. 保 險 金   | 24    |
| 計            |            | 36    |
| 3. 家畜共済勘定    |            |       |
| 1. 掛金交付金及補助金 |            | 1,092 |
|              | 1. 共済掛金    | 1,092 |
| 2. 保険料       |            | 660   |
|              | 1. 保 險 金   | 660   |
| 計            |            | 1,752 |
| 4. 業務勘定      |            |       |
| 1. 賦課金       |            | 496   |
|              | 1. 賦 課 金   | 496   |
| 2. 国県支出金     |            | 797   |
|              | 1. 国県支出金   | 797   |
| 8. 雑収入       |            | 23    |
|              | 1. 延滞加算及過料 | 10    |
|              | 市(町村)予金利息  | 10    |
|              | 3. 雑 入     | 3     |
| 計            |            | 1,316 |
| 才 入 合 計      |            | 5,393 |

#### (才出)

| 款          | 項          | 金 額   |
|------------|------------|-------|
|            |            | 千円    |
| 1. 保険料     |            | 65    |
|            | 1. 保 險 料   | 65    |
| 2. 共済金     |            | 2,224 |
|            | 1. 共 済 金   | 2,224 |
| 計          |            | 2,289 |
| 2. 蚕虫共済勘定  |            |       |
| 1. 保険料     |            | 9     |
|            | 1. 保 險 料   | 9     |
| 2. 共済金     |            | 27    |
|            | 1. 共 済 金   | 27    |
| 計          |            | 36    |
| 3. 家畜共済勘定  |            |       |
| 1. 保険料及技術料 |            | 1,092 |
|            | 1. 保 險 料   | 1,092 |
| 2. 共済金     |            | 660   |
|            | 1. 共 済 金   | 660   |
| 計          |            | 1,752 |
| 4. 業務勘定    |            |       |
| 1. 総務費     |            | 1,066 |
|            | 1. 総務管理費   | 1,066 |
| 2. 業務費     |            | 120   |
|            | 1. 損害評価費   | 100   |
|            | 2. 損害防止費   | 20    |
| 3. 連合会支出金  |            | 127   |
|            | 1. 連合会支払賦課 | 127   |
| 7. 諸支出金    |            | 3     |
|            | 1. 諸 支 出 金 | 3     |
| 計          |            | 1,316 |
| 才 出 合 計    |            | 5,393 |

(4) (3) (2) (1)  
本付の特別会計は  
国民健康保険会計  
簡易水道会計  
農業共済事業会計  
村営牧場会計であります。  
追加更正の状況は村営牧場会計のみであり、そ  
の状況は次の通りであります。  
尚、参考各会計の当初予算の状況を添付しま  
す。